

井上病院ケアプランセンターのご案内

(重要事項説明書)

居宅介護支援事業（ケアプラン作成）の提供開始に当たり、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者等に対し、適正な居宅介護支援を提供する。
運営の方針	・要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営む事ができる様に配慮する。 ・利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供される様に配慮する。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のない様、公正中立に行う。 ・関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、医療機関、介護保険施設等との連携に努める。

2. 事業所の概要

事業所の名称	井上病院ケアプランセンター
事業所の所在地	瀬戸市川北町2丁目11番地
管理者の氏名	鈴木 由香
電話・ファックス番号	0561-83-3120 ・ 0561-83-3119
指定事業者番号	2372300190（平成11年11月30日指定）

3. 法人の概要

法人の名称	医療法人 社団 順心会
法人の所在地	瀬戸市川北町2丁目11番地
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 井上 智司
電話番号	0561-83-3131
指定年月日及び指定番号	昭和54年2月28日 54令瀬保第173-1号

4. 職員の職種、人数及び職務内容

従業者の職種	員数	区 分				保有資格の内容
		常 勤		非 常 勤		
		専従	管理者 兼務	専従	兼務	
管理者兼介護支援専門員	1		1			主任介護支援専門員 介護支援専門員
介護支援専門員	2	1		1		

5. 営業日

営業日	毎週月曜日～土曜日（日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日は休み）
営業時間	9：00～17：00（土曜日9：00～12：00）

6. 事業の実施地域

実施地域	瀬戸市、尾張旭市、長久手市 ご希望により、その他の地域の方でも対応可
------	---------------------------------------

7. 第三者評価の実施

第三者評価	第三者評価は実施していません。
-------	-----------------

8. 苦情相談窓口

当施設の相談窓口	窓口担当者（ 鈴木 由香 ） ご利用時間 平日 9：00～17：00 土曜 9：00～12：00 面接・電話 0561-83-3120
その他の関係機関	愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課（介護サービス相談室） 平日 9：00～17：00 電話 052-971-4165
	瀬戸市役所 高齢者福祉課 平日 8：30～17：15 電話 0561-88-2620 尾張旭市役所 介護保険課 平日 8：30～17：15 電話 0561-76-8144 長久手市役所 長寿課 平日 8：30～17：15 電話 0561-63-0613

9. 医療機関との連携

入院時	利用者入院時に、当センターの担当介護支援専門員の氏名等を 入院先医療機関に伝えて下さい。
-----	---

10. 秘密保持について

秘密保持	当事業所は、ケアプラン作成をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報・秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らす事はありません。 あらかじめ文書により利用者の合意を得た場合は、一定の条件下で情報提供する事があります。
------	--

11. 利用料金

利用料	居宅サービス計画書の立案作成等 要介護1・2 1086単位／月 要介護3～5 1411単位／月 要支援1・2は委託元の地域包括支援センターの規定に準ずる。 1単位は地域区分により10.42円に相当し、小数点以下は切り捨てとなります。 処遇改善加算 所定単位数の2.1% ※要介護・要支援認定を受けられた方は介護保険から全額支給され、自己負担はありません。保険料の滞納等により利用者負担が発生する場合があります。 国の定める介護報酬の改定があった場合は、改定後の利用料とします。
-----	--

1 2. 加算内容

処遇改善加算	所定単位数の 2.1%	処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。		
初回加算	300 単位／1 回	新しく居宅サービス計画書を作成した場合。 介護区分が 2 区分以上変更になった場合。		
入院時情報連携加算	250 単位／1 回	入院から概ね当日以内に自宅での情報を共有した場合。		
	200 単位／1 回	入院から概ね 3 日以内に自宅での情報を共有した場合。		
退院・退所加算	450～900 単位 ／1 回	医療機関からの退院・施設からの退所に際し、事前に病院・施設の職員と面談し、情報提供を受けた後に居宅サービス計画書を作成した場合。		
			会議参加 無	会議参加 有
		連携 1 回	450 単位	600 単位
		連携 2 回	600 単位	750 単位
		連携 3 回		900 単位
通院時情報連携加算	50 単位／1 回	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師と情報連携をした場合。		
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位／1 回	医療機関の求めにより、医師等と共に自宅でカンファレンスを実施し、調整した場合。		

1 3. 虐待防止について

虐待防止	当事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 ・虐待防止に関する担当者を選定しています。 - 虐待防止に関する責任者（管理者：鈴木 由香） ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催。 ・虐待の防止のための指針を作成。
------	--

1 4. ハラスメント対策

ハラスメント	当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。
--------	--

1 5. 事故発生時における対応方法

事故発生時の対応	サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに、利用者家族、管理者、市町村に連絡を行います。
----------	--

1 6. ケアマネジメントの公正中立性

公正中立性の確保	指定居宅介護支援の提供開始に際し、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、ケアプランに位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。 ・前 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合。
----------	--

